

令和 2 年 3 月 6 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月6日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 係 長 磯 部 貴 宏

[開議 9時00分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は3月定例町議会2日目に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、愛知県内でも感染者が報告され、注意喚起が促されています。感染拡大が懸念されていることから、傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、感染防止のため、せきエチケットを推奨しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

発言時間について申し上げます。職員が新型コロナウイルス感染症防止対策に専念できるよう、本日の質問についての各議員の発言は、会議規則第54条の規定によりそれぞれ30分以内とします。

関連して、質問順位4番、山本優作議員より一般質問の取下げ書が提出されましたので、これを許可しました。

なお、答弁者も簡潔に答弁をお願いします。

また、感染防止のため、登壇せず、自席から質問を行います。

4番、小嶋完作議員。

○4番（小嶋完作君）

ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 人件費の適正化について。

日本人の人口は1億2,470万人余りで、10年連続減少をしています。自治体の中には人口減少による将来的な税収の減少を懸念しているところもあります。総人口の減少数

が少ない自治体のうち、税収の予測を公表している函館市では、住民税や固定資産税などが2年後に9億円余り、秋田市では10年後に26億円余り減少すると試算されています。自治体の中には将来を見据えて行政サービスを縮小する動きも出始めています。

本町においても、10年前の平成22年4月1日の人口は2万1,112人で、10年後の平成31年4月1日では1万7,308人と、3,804人の減となっています。日本人のみの人口です。また、町税では平成20年度は26億7,300万円余りで、平成30年度は22億5,700万円余りと、4億1,600万円ほど減収しています。このような状況でも職員数は減ることなく、平成22年度と平成31年度を比べると1人増員となっています。令和2年度からは会計年度任用職員制度も始まり、ますます人件費の占める割合も多くなると思います。財政が厳しいからと、区などから土木・防災面など要望に対しても、町はお金がないから無理、できないと役場の対応に不満、諦めとも言える声も多く聞かれます。

そこで、補助金の仕組みや人件費について精査し、町民サービスに反映すべきと考えるため、以下の質問をする。

1. 外郭団体の社会福祉協議会とシルバー人材センターに対して、町は人件費を補助していると思うが、局長はじめ職員の給料は町側か団体側かどちらが決めているのか。
2. この2つの外郭団体の局長の給料は、現在までどのように推移しているのか。
3. それら職員の給料基準はあるのか。また、どのようになっているのか。
4. 外郭団体への補助金の交付が不当な公金とならないように、今後、補助金見直し指針を策定し、適正に補助金額を決定し執行すべきと考えるがどうか。
5. 令和元年度までの臨時職員で、町長車運転業務など職種によって給料の基準はあるか。
6. 毎年4月から雇用を希望する人は、広報2月1日号掲載内容を見て応募してきますが、4月以降、途中で辞めた場合、補充の公募はいつ頃ですか。
7. 財政の硬直化の原因の一つでもある人件費を徹底的に見直し、長期的な定員削減計画を立てることが大切であると思うが、計画はあるか。
8. 例えば、臨時職員を雇用してやっていた仕事を雇用しなくても仕事のやり方を改めれば、能率を上げようとするれば同様の仕事ができるはずと考える。住民は能率のよい仕事を望んでいます。そこで、浮いた人件費を住民の身近なところに投資することについては、どう考えるか。

時間の制限がありますので、答弁は5番、6番一緒をお願いします。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問 1－1 について答弁します。

○ 4 番（小嶋完作君）

質問 5 番。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

だけということでしょうか。

○ 議長（藤井満久君）

時間が30分に制限されていますので、全ての答弁をするということじゃなくて、時間の制限内に質問者の希望する質問に答弁してください、執行部のほうは。

5 番、6 番について答弁をお願いします。

企画部長。

○ 企画部長（鈴木茂夫君）

御質問 1－5 の令和元年度までの臨時職員で、町長車運転業務など職種によって給料基準はあるかにつきまして答弁させていただきます。

職種ごとの賃金の見積基準につきまして、予算編成時に財政担当課と人事担当課が協議し、作成をしております。以上でございます。

○ 議長（藤井満久君）

総務部長。

○ 総務部長（田中嘉久君）

では、続いて 1－6 のほうの質問、臨時職員が 4 月以降、途中で辞めた場合、補充の公募はいつ頃ですかという御質問ですが、通常 4 月から雇用する臨時・非常勤職員については、雇用期間を定めて町広報紙や町のホームページで公募をしております。

また、期間の途中で退職される場合は、事前にお申出をしていただき、その都度、町広報紙、あるいは地域への回覧などにより後任者を公募することとしております。

しかし、病気など急な事情によりまして退職され、公募を行う余裕がない場合や、公募によっても適切な人材の応募がないなど、特別な事情がある場合につきましては、公募によらず直接、後任者となる者を選考する場合があります。以上です。

（4 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4 番（小嶋完作君）

昨年 4 月以降、途中で臨時職員の町長車運転手さんが代わりましたが、その方の補充の公募はしましたか。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

議員のおっしゃるとおり、臨時職員の町長運転手は、今年度途中の令和元年 6 月に現在の運転手に代わっていますが、その際、公募は行っておりません。

（4 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4 番（小嶋完作君）

そうしたら、公募していないのにどうやって雇用したのですか。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

平成31年 2 月に町広報紙で募集をしまして、4 月から採用した町長運転手につきましては、採用後すぐの 4 月 23 日に急遽退職をされました。急な退職であり、早急に後任を見つけないと関係各課及び総務課の業務に大きな影響を及ぼすことから、また 2 月に公募したときの応募者は 1 名のみでありまして、公募しても応募の見込みが少ないと判断しましたので、公募によらず後任者を探していたところ、普通自動車二種免許と大型自動車免許も保有し、運転技術も高く、マイクロバスの運転も可能な方の応募があったため、公募によらず、直接後任者となる者を選考いたしました。以上です。

（4 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4 番（小嶋完作君）

その場合、賃金は平成31年 2 月 1 日号の公募の条件と一緒にですか。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

今回新たに採用といたしました町長運転手につきましては、先ほど言いました運転技術ですとかマイクロバスの運転が可能とか、そういったことから判断いたしまして、4月に採用した職員の賃金よりも高い賃金で雇用をいたしております。以上です。

（4番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4番（小嶋完作君）

そうなる、一般的な公募に応募し採用契約の際、特殊な資格を持っていることで給与面などが優遇されることがあるんですかね。教えてください。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

臨時職員の職種ごとの賃金の見積基準につきましては、予算編成時に財政担当と人事担当が協議して作成しておるということで、採用時に本人の持っている技術ですとか、そういったことを再度協議いたしまして、賃金の基準を変えまして採用するということがございます。以上です。

（4番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4番（小嶋完作君）

行政は平等性の観点から公募します。どんなに急いでいる場合でも、途中で条件を変えるなら、当然まず公募してからが行政の原則じゃないんですか。町はどのようにお考えですかね。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

先ほども申し上げましたが、前任者が急な退職でございまして、町長運転手が不在の

期間は、関係課と総務課の職員が町長車の運転を行っておりました。町長車運転業務の多くは町外への運転業務もございまして、拘束時間が長くなりますし、休日の業務もあり、不在期間が長引くと関係各課の通常業務に大きな影響を及ぼすこととなりますので、できるだけ早い採用が必要であり、そういった理由から公募のほうは行いませんでした。以上です。

(4番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4番（小嶋完作君）

私の質問は、行政の原則という意味で公募ということなんです。理由は急いでおるとか、どうしても欲しいとか、どこの自治体でもあると思うんです、当然これはね。ただ、行政の原則である公募をしなかったということが私から考えてみると物すごく大きな問題でありますし、また2月1日号ですね、去年の。公募の条件ですね。それよりもちょっと変わっているということですね。やっぱり行政は、途中で条件を変えちゃいかんと思うんです。そこへもってきて公募をしていないということなんですけど、もうちょっと踏み込んでというか、もう一つ、ちょっと答弁をお願いしたいんですけど、できれば上のほうの方に。

○ 議長（藤井満久君）

副町長。

○ 副町長（中川昌一君）

まず、公募によらなかったのは、先ほど総務部長が答弁しましたように、特別の事情によるというところで公募しなかったということでございます。

なお、あとは途中で賃金の額を変えたということでございますけれども、これも総務課長が申しあげましたように、今回の採用させていただきました職員が自動車教習所の教官であったり、いろいろ多くの免許を持っていたというところで職責に応じた額を決定したと。また、この額につきましては、ハローワーク上でいろいろ見まして、いろいろ検討いたしました。運転手といいますと幅広い運転手業務があります。施設のデイサービスの運転業務から組織の役職の運転手とかいろいろございますけれども、その中で月額20万というのがありまして、これが妥当な額だということで、今回の額を決定しました。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○ 議長 (藤井満久君)

小嶋議員。

○ 4 番 (小嶋完作君)

そうしましたら、公募の条件より実際多く支払われておることになりますけれども、これ、誰の判断で決めたんですか。町長か副町長か、お答えください。

○ 議長 (藤井満久君)

副町長。

○ 副町長 (中川昌一君)

これは、見積基準の変更も含めて内部内の決裁ということで、最終的には町長が決裁を頂いております。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○ 議長 (藤井満久君)

小嶋議員。

○ 4 番 (小嶋完作君)

そうしたら、職員の雇用に関して町は公募しなくても探してくれば雇用ができ、給料も勝手に決めてもいいといった特例措置といったものが定められているんですかね、南知多町には。どうですか。

○ 議長 (藤井満久君)

総務部長。

○ 総務部長 (田中嘉久君)

私どもが臨時職員を雇用する場合、南知多町臨時職員及び非常勤職員の雇用給与に関する取扱い要綱に基づいて事務を行います。その4条のほうに、臨時職員等を雇用しようとする場合は、町広報等で募集を行うものとする、このようにされておまして、先ほど小嶋議員がおっしゃられたように、原則としては公募によって採用いたします。ただし書で町長が特に必要と認めるものはこの限りではないとされておまして、特殊な事情のある場合は、これによらないことができるというふうに定められております。以上です。

(4 番議員挙手)

○ 議長 (藤井満久君)

小嶋議員。

○ 4 番（小嶋完作君）

そうすると、これ一般的にほかの自治体、どこでも問い合わせれば分かると思うんですけども、まず出てくるのが公募ですよ。どうしても急ぐ、欲しいというのは、どこの自治体でも当然あるかと思うんですけども、こういったことをやっているとか、歯止めが利かなくなるんじゃないですかね。事情はいろいろあると思うんですけども、どうしても急いでほしい、こうだからこうだからというのも分からんこともないんですけども、例えば運転業務に優れておるとか、前職の関係でそういう判断とか、そういうことも当然あるかも分かりませんが、例えばこういったことが、言葉がいいか悪いか分からないんですけども、公募しなくても、乱立になってくるといろいろ変わってきちゃうと思うんですよ。

ただ、やっぱり常識で物を言ってもいいのかどうか分かりませんが、今までは僕もそういう認識でおりましたし、今現在でも、どこの市町でもやっぱり平等性という観点から、まず第一に公募、とにかく公募、それで来ているもんだと思うんですけども、こうあっさりと言ったらいいのか、表現が悪いかわからないんですけども、ちょっとどうかと思うんですわ、これは。そう思いませんか。今後のこともありますんで。

○ 議長（藤井満久君）

副町長。

○ 副町長（中川昌一君）

繰り返しになりますけれども、原則公募ということで、今回は特別な事情ということでやっておりますのでよろしくお願いいたします。

（4 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○ 4 番（小嶋完作君）

かみ合わないところもあるんですけども、人から見てるとやむを得んという受け止め方もできると思うんですけども、やはり行政というんだから大原則だけは維持していただきたいなと思います。これは個人的な思いです。

今日は時間の制限がありますんで、本日は一部質問を取りやめた理由は、新型コロナウイルス感染防止対策のためであります。

以上で私の一般質問は終わります。

○ 議長（藤井満久君）

以上で小嶋完作議員の一般質問を終了します。

次に、9番、吉原一治議員。

○ 9番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

1番、県道大井豊浜線の拡幅について。

豊浜と大井を結ぶ県道大井豊浜線は、幅員の狭い道路ですが、特に豊浜の新居地区では交通量が多く、車の擦れ違いに大変苦勞するばかりでなく、歩行者や自転車の通行にも危険な道路です。近くにも保育所があり、毎日多くの園児が通園することから、この道路の拡幅についてを保護者や地域の声を届けて要望し、擦れ違いの車の退避場所を整備していただきました。

しかし、国道からの入り口付近などで、まだ幅員が狭く、擦れ違いに困っている場面もよく目にします。また、歩道が整備されておらず、安全性の確保も大きな課題です。

この道路は、保育園の通園のみならず、特には散歩などの園外活動のときにも利用されます。昨年5月には大津市において、保育園児16名が死傷した事故が発生しています。保育園児をはじめ子どもたちの利用する道路の安全性の確保が求められています。

そこで、この道路の利便性と安全性の確保についての以下の質問をします。

1番、国道から幹線農道までの区間で、車の擦れ違いのため退避場所が何か所整備されていますか。

2. かるも保育所に通う園児数は何人か、また保護者が車で送迎している園児は何人いるか。

3. 大津の事故以後、この事故に踏まえてこの道路の安全性をどのように検証したか。

4. 現在、大井豊浜線の拡幅の計画はあるか。

大きい2番です。ノリの食害対策について。

本町では、町内各地区の沿岸で盛んにノリの養殖が行われていますが、今、魚や鳥によるノリの食害被害が拡大しています。特にカモによる食害は、その被害区域が急激に広がっており、被害額も増え、養殖業者の経営も圧迫するまでになってきております。

そこで、ノリの食害防止に向けた対策についての以下の質問をします。

1. ノリの食害を防止するため、どのような対策を実施してきたか。
2. 町ではカモの生息数の変化、食害の被害額を把握しているか。
3. 食害の被害を受けた事業者に対する救済措置はあるか。
4. 今後、新たな食害対策を考えているか。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

県道大井豊浜線における待避所設置事業は、平成24年度から道路管理者である愛知県により順次整備を行っております。地域の皆様の御協力も頂き、6か所の整備箇所のうち、4か所の整備を完了しております。現在は未整備となっている残り2か所の待避所設置に向け、事業進捗を図っているところであります。以上です。

（9番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9番（吉原一治君）

残る2か所の整備はどの程度進んでおりますか。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

残り2か所の整備につきましては、現在、愛知県により設計中であるとのことでございます。今後は用地の確保を行った上で、事業の進捗を図っていくものと聞いております。以上です。

○ 9番（吉原一治君）

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-2、送迎の関係について答弁させていただきます。

2月現在、かるも保育所の園児数は70人で、全員の方が車で送迎をしております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

吉原議員。

○9番(吉原一治君)

これまでで園児を送迎する車の事故などの報告は聞いておりませんか。

○議長(藤井満久君)

福祉課長。

○福祉課長(相川和英君)

昨年度、今年度においては、散歩中及び通園中の事故につきましては、保育所のほうからは報告されておられません。以上です。

○9番(吉原一治君)

次、お願いします。

○議長(藤井満久君)

建設経済部長。

○建設経済部長(大岩幹治君)

御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

5月の事故後、各保育所で直ちに散歩コースの再点検を行い、散歩時の安全確認の徹底や散歩コースの見直しなどによるソフト対策を実施しました。

一方、危険箇所に必要なハード対策の検証として、8月には半田警察署、防災安全課、福祉課、学校教育課、建設課、知多建設事務所の6者による緊急合同点検を実施し、対策を必要とする箇所の抽出と対策内容の検証を行いました。

その中で、かるも保育所周辺においては、国道へ至る約450メートルが散歩コースとなっております。議員御指摘のとおり、道路幅員が狭く危険であるとの認識から、緊急的な安全対策として、通行するドライバーへの注意喚起のため、減速効果のある路面標示や交差点部のカラー舗装化による対策を実施することを盛り込んだ対策箇所リストを国へ報告いたしました。現在は、愛知県により対策の実施に向け、準備を進めているところでございます。以上です。

○9番(吉原一治君)

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

現在のところ、愛知県による現行道路の拡幅計画はございません。ただし、待避所設置事業として、部分的な道路拡幅を進めているところでございます。以上です。

（9番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9番（吉原一治君）

この区間のうち、国道から入った高浜谷寄りの区間ですが、とりわけ車の通行をしにくい区間です。ここを何とか広げることはできないでしょうか。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

御指摘の区間につきましては、家屋が立ち並んでおり、道路用地を確保するための用地がございません。用地確保に当たっては、用地費や補償費などに多大な費用がかかるものと、そのほか沿道の方々の立ち退きなど、さらなる御理解や御協力が必要となりますので、大変難しいことと考えております。以上です。

（9番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9番（吉原一治君）

用地を取得して道を広げるのは難しいということですが、それなら高浜谷川のボックス化をして車道を確保することはできないでしょうか。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

高浜谷川のボックス化による拡幅ということですが、近年、台風やゲリラ豪

雨などによる豪雨に対応するため、河川断面を小さくすることは水害へのリスクが高まるものと考えております。

また、河川断面を確保した上でのボックス化につきましては多大な費用がかかるため、事業期間も大変長いものになるため、通行止めなどによって地元の方々への負担が大変大きくなると考えております。こちらにつきましても、大変厳しい事業になると考えております。以上です。

(9 番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9 番（吉原一治君）

ボックス化による車道拡幅が困難だという答弁でしたが、現代の土木技術でそこを何とか克服してもらいたいという気持ちがありますが、どうしてもできないというなら、せめて川に蓋だけでもして、園児や子どもたちが安全に歩けるように歩道だけでもきちんと確保することはできないでしょうか。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

現況河川を利用した上での蓋がけということでございますが、こちらの歩道設置につきましては可能であるかという構造上の問題、あるいは水害リスクへの配慮など、地元の方々の理解を得ながら進める必要があると考えております。

しかしながら、それらの問題を踏まえた上で愛知県に対しましては、園児の散歩ルート確保に向けた長期的な対策として、河川への蓋がけによる歩道設置を要望していく考えでございます。

(9 番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9 番（吉原一治君）

ありがとうございました。

この道路は狭い道路ですが、地域の方々にとっても大変重要な道路です。また、保育園園児をはじめ子どもたちの地域の方々にも日常的に歩いて利用する生活に密着した道

路です。ぜひ歩行者の安全確保に向けた要望をしっかりと愛知県に届けてもらいたいと思います。

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2-1 について答弁させていただきます。

ノリ養殖業者は、従来から魚類と鳥類の食害に苦慮しており、養殖業者自らが様々な対策を講じてきましたが、現在は、魚類については漁業者が海中に網を張る進入防止策を、鳥類については漁協が猟銃による駆除及び追い払いにより食害対策を実施しております。

なお、本年度より町としましては、ノリ養殖の安定生産並びに養殖業者の負担軽減のため、漁協が行う有害鳥類の駆除及び追い払いの費用に対し助成をしております。以上です。

○ 9 番（吉原一治君）

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

御質問 2-2 について答弁させていただきます。

カモの生息数の変化や食害の被害状況についての正確な数値は把握しておりませんが、近年、ため池、河川等の整備によりカモの生息する水辺環境の変化並びに餌の不足などの影響により、海岸部に飛来するカモが増え、ノリ食害の被害が増えていると聞いております。

また、被害状況につきましては、愛知県漁連によりますと、カモ以外の食害も含め 2 割から 4 割の食害の被害があることが報告されております。以上です。

（9 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9 番（吉原一治君）

それでは、南知多町ではどの地域でカモや魚の被害が多く発生しているか、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○ 産業振興課長（鈴木淳二君）

どこの地区でカモ、魚類等の被害が増えているかにつきましては、先ほど答弁にもありましたとおり、正確に把握はできておりませんが、漁協や漁業者の話によりますと、どこの地区でも年々そういった被害が増えていると聞いております。以上でございます。

○ 9 番（吉原一治君）

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2-3 について答弁させていただきます。

町における救済措置はありませんが、食害の被害に関わらず、漁業共済に加入することで一定の基準において減収分を補填する国の収入補償制度がございます。以上です。

（9 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

吉原議員。

○ 9 番（吉原一治君）

産業振興課の皆さん、ちょっと間違っていると思いますので、ちょっと説明します。

漁業共済というのは、魚を取るほうの共済であって、ノリに対しての共済は違うんです。ノリは、特定養殖共済積立プラス漁業収入安定対策事業ですので、このことが正解だと思いますのでよろしくお願いします。

次、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2-4 について答弁させていただきます。

現在、新たな食害対策につきましては考えておりませんが、カモ被害をはじめとする

ノリ食害被害は全国的に深刻化していると聞いております。このような状況の下、全国の調査・研究、対策等を参考にしながら、愛知県水産課及び水産試験場、愛知県漁連、漁協等を通じ漁業者への情報提供を図っていくことが必要と考えております。

いずれにしましても、ノリ養殖業においては、魚類、鳥類の食害被害はもとより、近年は海水温の上昇などの環境の変化、また海水に溶け込むリン、窒素などの栄養不足等により、以前より養殖期間が減少しており、食害対策をしつつ、より効果的、効率的な漁業生産が求められています。

今後も豊かな漁場の持続発展のため、愛知県水産課及び水産試験場、愛知県漁連、漁協等と連携を図りながら、食害対策に努めてまいります。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございました。

これまでも漁業や水産業の大切さ、町長も就任後ずっと言っていることです。カモの食害対策については、事業者も漁協もこれといった画期的な対策というのが見いだせないまま、町ではカモの駆除、追い払いの事業費助成をいただいていることは大きな評価であります。今後も有効な対策を県や水産試験場などと協力して進めてもらいたいとともに、食害被害をこれ以上拡大させないような駆除や追い払いへの食害対策事業費の助成を継続してもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

本日一部質問を取りやめた理由は、新型コロナウイルス感染予防対策のためであります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は9時55分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 9時43分]

[再開 9時55分]

○ 議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスによる肺炎について問う。

中国で2019年12月8日に最初の患者が確認された新型コロナウイルスによる肺炎（COVID-19）、以下COVID-19と言いますが、の感染拡大スピードが2002年から2003年にかけて流行した重症急性呼吸器症候群（SARS）を上回った。SARSは収束するまでに世界で感染者約8,100人、死者774人を出した。致死率が1割程度と高く症状が重かった反面、潜在期間中は他人に感染しなかったが、COVID-19は潜伏期間中にも感染する。2月14日現在、中国政府によると、中国では感染者は6万人を超え、死者が1,380人となり、連日、新たな感染者や死者も出ている。我が国でも横浜港に寄港したクルーズ船について、2月13日現在、218人の感染が確認され、さらに国内で初めて感染者の死亡も発表された。今後、ますますの感染拡大が懸念される。現在、世界各国に感染者が存在し、世界規模の流行拡大になろうとしている。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町ではCOVID-19をどのように認識しているか。

2. 令和2年2月14日、名古屋市の60代の男性がCOVID-19に感染したことを発表した。この男性は中国への渡航歴はなく、感染ルートは不明である。発表されたことで、県からCOVID-19に関し、何か指導はあったか。

3. 特に心臓病など疾患を持っている高齢者はリスクが高いと思われる。現在、ホームページなどで情報を発信しているが、高齢者が確実に見ているとは限らず、情報が散漫して高齢者も含め住民の不安が募ることになると考えるが、不安を与えない方策を考えているか。

4. 町はCOVID-19の感染予防対策をどのように考えているか。

5. 感染ルートとして考えられるのは、接触感染、飛沫感染、空気感染の3つであったが、最近ではエアロゾル感染も追加されている。予防として手洗い、うがいはもとより、マスクが有効的であるにもかかわらず、マスク不足が顕在化している。そこで、来

庁者と職員のマスク着用についてどう考えるか。また、マスクをしていない来庁者に配付してはどうか。

6. 風邪かC O V I D - 19か分からない場合の医療機関のかかり方はどうしたらいいか。

7. C O V I D - 19の検査を希望する住民に対して手順はどのようにすればよいか。検査代の補助を考えてはどうか。

8. 和歌山県の病院では、医師も感染が確認された。このような状況が町内の病院で確認されたと想定すると、その病院へ通院している住民の通院確保はどのように考えるか。

9. これにより中国の国外への団体旅行の禁止で、観光への打撃が顕著に現れ、経済に波及し始めている。本町の観光への影響はどのような状況か。今後の影響の予想はどうか。

当局の明確なる回答をお願いいたします。

回答は、4番、5番、6番、9番でお願いします。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

それでは、1 - 4、5、6、9ということで答弁させていただきます。

まず初めに、1 - 4、感染予防対策の関係でございます。

C O V I D - 19の感染経路は、感染者のくしゃみやせき、唾などの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人それが口や鼻から吸い込み感染する飛沫感染と、感染者がくしゃみやせきを手で押さえ、その手で電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなどに触れてウイルスが別の人の手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する接触感染の2つが考えられます。そのため、感染予防対策としては手洗いとアルコール消毒、マスクの着用等のせきエチケットなどを行う通常の感染症対策が重要であると考えております。

また、町主催の会議、イベント等の開催につきましては、2月26日付で町の基本方針を定め、緊急性が低いもの、参加者が不特定多数のものなどの条件に該当するものは、原則中止または延期とし、やむを得ず開催する場合の留意事項も示したところでございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

3月3日に三重県の志摩市の議会と安城市議会が、そして3月4日には蒲郡市議会と美浜町議会が新型コロナウイルス感染拡大に伴う市職員の事務処理負担の軽減を目的にして、2日間及び3日間の一般質問を中止すると発表しました。

本町の議会でも話し合った結果、1人30分の時間制限において開催されることになりました。今回、私はその一般質問で、この新型コロナウイルスの問題を問うわけですが、少し心苦しい部分もあるわけですが、町民の不安を一掃するため、また一人一人がどのような対策をしたらよいのか。また、安心・安全な生活防衛のための方策など、町当局の対策をお伺いしたいと考えております。

さて、中国で発生した新型コロナウイルス肺炎は、日本にも感染者をもたらしました。世界でも猛威を振るっていますけれども、日本では3月4日現在で感染者数は315人、死者が6人、クルーズ船の乗船者を含めると1,035人、死者が12人の犠牲者が出ております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、お悔やみを申し上げます。また、病床にある方におきましてはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を祈念いたしております。

さて、今答弁を頂きました。手洗い、うがい、マスクということでございますので、ぜひそういったことを対策していただきたいと思います。本町におきましてはホームページにこういったことは書いてございます。しかしながら、お年寄りが多い本町でございますので、ぜひこういったことは回覧板とか広報に回していただいて、協力していただいたりしたり、あるいは広報車を町内に回らせてたりして感染を食い止めるということを真剣に取り組んだほうがいいのではないかなと思います。その点はどう考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

広報、周知の関係でございますが、今、対策本部のほうで、先ほど言われましたお年寄りは本当にホームページを見るのかということもあるものですから、回覧板のほうも

考えております。今後あらゆることを想定して、可能な周知の方策があるなら、それも検討してやっていきたいというふうに考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

真剣に取り組んでいただきたいと思います。

あと、次に聞いてみたいんですけれども、COVID-19に感染者は確認されておりますか、本町で。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（田中直之君）

本町で感染者が確認されているかという御質問なんですけれども、本町では感染者の確認はございません。以上でございます。

○11番（榎戸陵友君）

5番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、マスクの着用関係でございます。

議員御指摘のとおり、マスクについては、せきやくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。また、必要な感染症予防策なく手で触れること、または対面で会話することが可能な距離、目安として2メートル以内で接触した方などを濃厚接触者と言いますが、窓口における接客時や密室に近い状態で開催する役場主催の会議における来庁者の濃厚接触についての不安を軽減すべきであると考えております。したがって、職員に対しましては、手洗いとアルコール消毒による接触感染防止とマスク着用等のせきエチケットによる飛沫感染防止について、2月18日付で通知をいたしました。

しかし、町の保有するマスクの十分な在庫がないため、来庁者全員に配付することはできません。2月26日、会議等を原則中止または延期とする旨の町の基本方針を定めま

したが、3月末までにやむを得ず開催する会議において、手持ちのマスクのない参加者に対してマスクを配付し、飛沫感染防止に努めております。

これらに加えて、庁舎を含む町有施設内の対策としまして、会議室使用後のテーブル等消毒清掃の実施や、手洗い場等へ厚生労働省作成の手洗い・せきエチケットの案内を掲示し、感染予防に努めております。また、午前10時、12時、午後3時の1日3回窓を開け、事務室の換気も行っております。

なお、議員の説明にあります飛沫が空気中に浮遊する状態で起こるエアロゾル感染についてですが、厚生労働省の見解では空気感染は起こしていないと考えられており... ..

○ 11番（榎戸陵友君）

時間がないので、ちょっと短くしてもらえますか。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

現時点では、その2つの感染経路であるということでございます。

（11番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

マスクが少ないのでできないということで、ちょっと残念だと思うんですけども、半田市では中国の友好都市、徐州市に4,000枚送っております。また、東浦でも備蓄の4万2,000枚、高齢者や障害者、障害児が入所する町内の社会福祉施設119施設に対して送っております。本町においては、備蓄したマスクは先ほどないと言われましたけれども、防災関係のものでもありませんか。もしあれば、そういったものを町内の社会福祉施設に送ってはいかがと思いますけれども、どうですか。

○ 議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（滝本 功君）

防災部局での災害用のマスクは備蓄しておりませんで、マスクのほうは保管しておりません。

（11番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

大変残念に思います。

ところで、マスクに関連してトイレットペーパーも大変不足をしております。2月28日に地元のココカラファインとかコメリさんへ行きますと、もうトイレットペーパーは全然ありません。半田、武豊、富貴、ドラッグストア、量販店に行ってもございません。その中で、今週の水曜日、4日には入ると言われたんですけども、入りませんでした。しかし、ココカラファインでは3日の火曜日に入庫して、朝買いに行くと30分で売り切れて、それからもうありません。4日にもすぐ売り切れてありません。町のほうでは、こういったトイレットペーパーの備蓄はありませんか。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

今の質問は取り下げてもいいですか。

（11番議員挙手）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

マスク、トイレットペーパー、ティッシュ、こういったものは住民の生活に関わる重要なものなので、関連質問になると思いましたがけれども、私は住民のためにやろうと思いました。答弁が頂けないならば、質問だけでも残しておいてください。

○ 議長（藤井満久君）

答弁は後でいいですね。

○ 11番（榎戸陵友君）

はい、後ほどで結構です。

○ 議長（藤井満久君）

次に行ってください。

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、医療機関の関わり方の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が2月1日に施行されたことに伴い、国内の患者に対する医療を公費により提供する体制が取られております。

また、感染経路が不明な感染者が相次いだことを受け、2月17日以降は相談の目安が変更されております。そのため、現在の基準では、風邪症状や37度5分以上の熱が4日以上続いている方、強いだるさや息苦しさがある方については、まず半田保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターへ電話にて問い合わせさせていただきます。ただし、高齢者や基礎疾患がある方については、これらの症状が2日程度続く場合は問合せの目安に該当することとなります。帰国者・接触者相談センターで接触歴や自覚症状などを確認し、感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合、県内42か所ある帰国者・接触者外来を設置している医療機関に案内されます。

なお、医療機関名については、帰国者・接触者相談センターを通じて受診手順を理解した状態で感染を疑われる患者が受診することで、十分な感染防止を行うという帰国者・接触者外来の趣旨により公表されておりません。その他通常の風邪の症状にとどまる方については、通常どおり近くの医療機関を受診していただくこととなります。以上です。

(11番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

今言われたことは、最近の新聞を見ますと表紙といいますか、1面の片隅に載っております。大体のことは分かるわけですが、やはり先ほど言ったようにお年寄りが多い、そういった方はどうしたらいいのかなと大変悩むわけでございまして、そういった方のためにも、先ほど言ったように広報とか回覧板とか回していただいて、もっとお年寄りが分かりやすいような、見やすいような、そういった文章とか書き方にさせていただくと、みんなが安心して、ひょっとしたら私はかかっているのかなというときに行けるとしますので、そういったことも町のほうで住民にサービスをしていただきたいと思います。お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-9、影響のことにすることについて答弁させていただきます。本町の観光への影響につきましては、感染拡大の影響から中国の団体客をはじめ、日

本国内外からの観光客の宿泊や日帰り昼食、立ち寄り施設でもキャンセルがかなり出ていると聞いております。今後の影響の予想につきましては、感染拡大が引き続き懸念されていることから、大きな影響があると危惧しております。

その対策としまして、現在、町のホームページで国・県の相談窓口や支援策の紹介を行っておりますが、今後におきましても国・県の動向を注視し、支援策を検討してまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

何か答弁らしくないような答弁でしたけれども、和歌山県湯浅町は海辺には古いしょうゆ醸造所が並ぶ国の重要伝統的建物群保存地区が広がっております。年間50万人の観光客が訪れますが、しかし、今年は町内の済生会有田病院で医師と患者がCOVID-19に感染したことが確認されまして、その影響で中国のツアー客が激減し、町では風評被害にさらされ、客足がまばらになっているそうです。

また、愛知県の蒲郡市の西浦温泉の旅館が廃業しました。近年、中国人ツアーの受入れにほぼ特化しており、新型コロナウイルスの感染拡大で、中国政府が国外への団体旅行を禁じた影響による客足の激減によるものだそうです。

このようないろいろな観光地で随分と閑散している状態が大変深刻な問題になってまいりました。この南知多町でも観光が非常に盛んな町でございます。大きな影響が既に出ていると、深刻な影響が出ていると思っておりますが、例えば近所の飲食店でも予約が150人か200人キャンセルされたという話も聞いております。具体的には、これ聞いていいのかわかりませんが、そういった情報というのは聞いていいのか。数はおそらくとして、そういった把握は町のほうではされておりますか。

○ 議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○ 産業振興課長（鈴木淳二君）

答弁ではかなり出ているという形でさせていただきましたが、公表された数字というのを持っておりませんので、回答は控えさせていただきます。

ただ、町の中でのそういった数値等につきましては、一部持っておりますのでよろし

くお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

本当は知りたいわけでございますけれども、風評被害に入ってしまったらと悪いんで聞かないことにしますが、本当に深刻な問題になってまいりました。現在ですけれども、そういったことも含めてCOVID-19の感染防止のために国が、あるいは首相が国民に2週間のイベント中止を要請しました。その真ただ中である今現在でございますけれども、人気アーティストの公演中止、東京ディズニーランド、ユニバーサルスタジオジャパンの臨時休業、この地方では、長島スパランド、スペイン村の休業、またスポーツ界でもサッカーJリーグの延期、バレーボール日本選手権の中止、野球のオープン戦は無観客、大相撲も各場所無観客、春の選抜高校野球も中止という、こんな状況が続いております。この状況が続けば、日本の経済は大きな影響を及ぼすものと考えます。ひいてはこの南知多町にも関係してくると思っておりますけれども、経済的にも何かこういった対策、支援をする対策が町、国、県にないでしょうか。あるいは考えておるでしょうか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

経済等への対策の関係だと思っておりますが、国におきましてはセーフティネット保証制度というものがございます。そちらにつきましては、取引先の倒産、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業に対しまして、一般の補償枠とは別枠で補償する制度でございます。こちらの中の種類でいきますと4号、突発的災害、自然災害により影響を受けている中小企業者、こちらの認定につきまして47都道府県に発動をしております。また、5号につきましては、全国的に状況の悪化している業種に属する中小企業に対するものでございますが、こちらにつきましては宿泊業、飲食業などを追加指定しております。

また、愛知県におきましては、経済環境適応資金融資制度というものがございます。この中に新たに新型コロナウイルスの感染症対策緊急つなぎ資金というものを創設いた

しまして、信用保証料の全額補助及び貸倒れによる損失の全額補償をすることとしております。

町におきましては、先ほどの答弁にありましており、まだそういった町独自の施策はございませんが、国・県の動向を的確に判断いたしまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 11番（榎戸陵友君）

そのような補助金が出るようなのであれば、セーフティネット保証5号ですかね、取りあえず。また県のもの、そういったものをもうちょっと表に出していただいて、本当に困ってくる人がたくさん出てくると思いますので、そういったものを活用するように、また町のほうもそういったものの書類をつくる場合には手伝ってやれるような、そんなこともしていただければなというふうに思っております。

さて、このCOVID-19ですけれども、いろいろな影響がありました。2月27日、安倍首相の要請で3月2日から小・中学校の春休みまで休校するというふうなことがされております。本町の学校でも自主登校が昨日から始まりました。大井小学校では69人中26人が参加したそうでございますけれども、こういった学校での状況というのはどのようなふうでしょうか。もし答弁ができましたら、少しでもいいので教えていただきたいと思いますが。

○ 議長（藤井満久君）

教育部長。

○ 教育部長（山下雅弘君）

それでは、学校の対応について答弁させていただきますが、議員がおっしゃったように3月2日から3月24日まで小・中学校とも臨時休校をしております。その間、児童の居場所確保ということで、昨日から自主登校教室というのを設置しております。各学校の昨日の状況ですが、全体では133人の児童が学校に何らかの形で登校しております。以上です。

(11番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

榎戸議員に申し上げます。

これ以上は午後の会議のときに。

○ 11番（榎戸陵友君）

そうですか。すみません、午後からまた詳しくお願いします。

この問題ですけれども、町当局、いざというときに備えて万全な準備や体制を整えていただいて、そういった体制を速やかに実行していただくことを願っております。まだまだ今、職員の皆さんの顔を見ておられますと、何か真剣味がないような、よそごとのような気がいたします。もっと厚生部にしても、経済部にしても、企画部にしても、真剣にこの問題に取り組まないと大変なことになると思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

本日一部質問を取りやめた理由は、新型コロナウイルス感染防止対策のためであります。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○ 7番（服部光男君）

それでは、議長の許しを頂きましたので、今回、自席にて一般質問通告書の朗読をさせていただきます。

大きい1番としまして、地震による半割れについて問う。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から今年で9年目を迎えます。この震災の後、地震予知の研究も進められてきましたが、現在大変難しい分野と結論づけられています。

本町でも地域や学校で毎年避難訓練があり、また避難場所の整備も図られていますが、現実には年を追うごとに高齢者の数は増え、避難の方法等の見直しも大きな課題と言えます。

政府は昨年3月、南海トラフ大地震の可能性が高まったときの自治体等の防災対応をまとめたガイドラインを発表しています。南海トラフ想定震源域内の西側（近畿以西）でマグニチュード8クラスの地震が起きると、関連して東側（東海地方）でも大地震が起る可能性がある。いわゆる半割れに関する地域での対応策について質問いたし

ます。

1番、政府の方針として、昨年の3月、ガイドライン発表後1年余りで自治体の対応策をまとめるよう要望が出ていると思う。内容としては、事前避難対象地域の設定と、1週間ほど避難を継続する必要があるとのことであるが、町の対応はどのように考えているか。

2番、事前避難の場合、例えば要配慮者の方には福祉避難所への移行も考えられます。本町での指定施設はどこか。また、利用者が既にいる場合の受入れについて、福祉避難所の指定とともに、障害者、高齢者介護の応援体制を明確にすべきと考えるが、いかがか。

大きい2番としまして、車を使っての避難の有効性について。

津波からの避難は、できるだけ早く、高いところへと言われ、ほとんどの避難場所は坂を上らなければならない。特につらいのは高齢者等、要配慮者の避難である。ふだんの生活の中でも移動に支障がある人たちを早く安全に避難させる一つの手段として、車を使うことは平成29年9月議会で質問した。

答弁では、車避難でのデメリットである道路の渋滞、歩行避難者との干渉が挙げられていたが、令和元年11月に行われた内海地区合同避難訓練では、車避難の訓練を実際に行い、有効な手段となるのではないかと考えるため質問する。

1番、訓練では道路の渋滞に対しては、事前に地区全戸の各戸での事情を聞いて回り、車での避難の必要性を確認、地区内での必要台数を絞り、避難所へは四、五台の許可車両のみ乗り入れを条件とした。避難所への坂道は上と下に安全員を配置し、歩行者優先とした。その結果、今まで訓練に参加できなかった高齢者3人が参加することができました。地域のルール化を前提に、再度検討できないか。

大きい3番としまして、地震や津波で自宅を失った被災者にとって、最大の悩みの一つが住まいの再建である。避難所から仮設住宅に移り、いずれ仮設生活から脱却する脱仮設は高齢者で、なおかつ蓄えが十分でない方には大きな問題である。

そこで、住宅再建を援助してくれる施策について問う。

1番、資金調達が難しい高齢の被災者が低負担で現地再建できる特例融資がある。リバースモーゲージ型住宅ローンといい、新築、購入する建物や土地を担保に金融機関から住宅ローンを借入れ、借入者の死後に相続人が土地や建物を売却して元金を返済する。その間、利子を返済するのみで住み続けることができるものである。その利子の一部を

補助する体制もあると聞くが、県及び本町での支援体制はどのようになっているのか。
以上です。

○ 議長（藤井満久君）

総務部長。

○ 総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-1は、政府のガイドラインに基づく町の対応はということでございますが、内閣府は平成31年3月に南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインを作成、公表いたしまして、同年4月に説明会を開催し、その中で今後1年程度かけて議論、検討を行った上で、各自治体の地域防災計画に反映するよう求められているものでございます。

現在、公表されたガイドラインを踏まえまして、県担当部局と関係市町村によるヒアリングが実施されるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における防災対応の在り方が県において検討されているところでございます。

本町といたしましては、現在、内閣府のガイドラインや町津波避難計画等の既存計画との整合性を勘案しつつ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の高齢者等、要配慮者に対して1週間の事前避難を呼びかけるなど、南海トラフ地震臨時情報発表時における本町の防災対応の在り方を検討中でございますが、今後示される防災対応の在り方についての県の検討結果や、県の地域防災計画の修正状況等を踏まえた上で、来年度、町地域防災計画を見直す予定でございます。以上です。

（7番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7番（服部光男君）

その後といたしますか、本年2月4日、愛知県で防災会議が開かれました。その中で討議された事前避難とかいろいろあると思いますが、ある程度、南知多町のほうにも具体的な指示はあったのかどうか。また、南知多町としまして、計画を完成するのはいつまでに完成させるつもりで検討してみえるでしょうか。お願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問、県から示された事前避難の案を基に町はいつまでに計画を完成させるのかにつきまして答弁させていただきます。

先ほど議員のおっしゃられた防災会議を受けての2月に行われました県下の市町村防災担当課長会議におきまして、県防災安全局から南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応のうち、巨大地震警戒時の事前避難の手引の概要が示されました。この手引は、県と関係市町村が連携、協力して一体的に防災対応を講じていくことができるよう、特に巨大地震警戒時における事前避難対象地域の設定等、防災対応の在り方を関係市町村が地域の実情に応じて検討する上で参考となる事項を示されたものでございます。今回示されたのは手引の案でございまして、今年度中には正式なものが示されると伺っております。

今後の対応でございますが、正式に示される手引や本町の既存の計画、津波避難計画等を参考にしながら検討を行いまして、来年度予定されております県の地域防災計画の修正状況を踏まえながら、本町といたしましても、来年度の町地域防災計画修正に向けて作業を行っていく予定でございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7番（服部光男君）

今年度中ということとは、今月いっぱいである程度の案が出てくるということになると思いますが、南知多町としまして地域事情、いろいろなものを勘案した案を早急につくっていただきたいと思います。

答弁にもありました事前避難について質問させていただきます。

事前避難すべき区域は町全域を考えているのか、または津波の被害予想域に鑑みた予想域に限定しているのか。また、事前避難を必要とする人は、健常者を除き要配慮者プラス当然付添いが必要だと思いますが、何人ぐらいというのは、概算でも結構ですが、見込みがあれば回答をお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（滝本 功君）

事前避難対象区域と対象となる要配慮者と付添いの人と合わせて何人くらい見込んで

いるのかという御質問に対してお答えいたします。

巨大地震警戒時における事前避難対象地域は、南海トラフの想定震源区域内の片側領域でマグニチュード8以上の地震が発生した場合、いわゆる半割れケースが発生した場合に、残りの領域で発生するマグニチュード8クラスの後発地震に備えて事前避難の必要性を検討するものでございます。したがって、津波浸水想定区域のうち、後発地震が発生してからの避難では明らかに間に合わない地域を事前避難対象地域に設定し、一定期間の事前避難を呼びかけ、その他の地域におきましては日頃からの地震の備えを再確認するなど、警戒レベルを上げることを呼びかけることとなります。事前避難対象地域の設定に当たりましては、今後県から示されるデータや町津波避難計画の内容を踏まえながら早急に検討してまいります。現時点では町津波避難計画における準避難困難地域に居住されている高齢者などの方に事前避難を呼びかけることを検討しております。

また、御質問のとおり、高齢者等の介助者や個々の判断で自主避難を検討される方の中で親戚宅等への避難が困難な方の受入れも想定されます。具体的な事前避難者の数をあらかじめ正確に見積もることは困難でございますが、事前避難者の受入先となる避難所につきましては、避難対象者プラスアルファの受入れを想定して選定することを現在検討しているところでございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7番（服部光男君）

正確に見積もることは困難ということなのですが、これは大変重要な数字だと思いますので、ぜひ地区の区長さんとか地域の協力も頂きながら、何とか算出をしていただけたらと思います。

2番の質問にも関連がありますので、2番のほうよろしく願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

総務部長。

○ 総務部長（田中嘉久君）

御質問の1-2は、要配慮者の福祉避難所についてでございます。

要配慮者の方を対象とした福祉避難所につきましては、現在施設管理者と締結をいた

しました災害支援協定に基づき、大地の丘、あい寿の丘、そしてすいせんひろば、この3施設を地域防災計画に位置づけております。

事前避難における障害者等介護を要する方の避難先につきましては、これら福祉避難所として協定を締結した施設管理者と調整をいたしまして、事前避難の受入れに協力を要請いたします。議員御指摘の既に利用者がある場合の受入れにつきましては、施設の受入れ能力の超過や介護職員の不足等の課題が想定されますので、受入れ可能な他施設の指定や広域的な受入れ体制の確保、そして介護職員等の応援体制の整備、これを今後検討していく必要があると考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

福祉避難所として3施設を紹介していただきましたが、先ほどの1番の質問でもありましたが、やはり要配慮者プラス付添いの人の数、これはちょっとこだわるというのはかなりの数があると思います。ということは、今、当然紹介していただいた施設の中でも入っている人があらかじめお見えになります。そこへプラスするということは、容量的には施設だけでは全然足りないと思います。答弁の中でも端々で出てきておりますが、親類宅とかいろんなどころへ事前をお願いしておくような形を皆さんにも町民にもお願いしていただくのと同時に、町の施設は無論ですが、民間の旅館、ホテル、そういった民間企業の協力も必要と思われませんが、現時点で今その辺のことはどのような感じで考えておみえでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

福祉避難所だけでは容量が不足すると思うが、現在解決策は考えているのかについてお答えいたします。

半割れケースにおける防災対応の基本的な方向性は、後発地震の発生に備えながら、明らかにリスクが高い事項については、それを回避する行動を取り、社会全体としては通常为社会活動をできるだけ維持していくこととございます。したがって、現在、福祉避難所に位置づけている3施設についても、平常時の福祉、介護活動が行われてい

ると想定されます。その上で事前避難に当たり、福祉避難所への避難が必要とされる方につきましては、福祉避難所として協定を締結した施設管理者と調整し、事前避難の受入れにつき協力を要請してまいります。

本来、防災対応は自らの命は自ら守ることが基本でございまして、避難先については自らが確保していただきたいというのが国の基本的な考え方でございます。平常時の行政運営をなるべく維持しつつ後発地震に備えるためには、行政としての対応には限界がございます。したがって、可能な方につきましてはまずは親類宅等への避難をお願いしたいと考えております。また、議員のおっしゃるとおり、施設の不足に備え、町内の民間施設への協力についても検討していく必要があると考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7番（服部光男君）

ぜひ前向きに早期に対応をお願いしたいと思います。

それでは、大きい2番をお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

総務部長。

○ 総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2-1は、車を使っての避難についてでございます。

町の津波避難計画では、避難は徒歩によることを原則とするをいたしまして、その理由として道路等の損傷や沿道の建物や電柱の倒壊、落下物や避難車両の集中による交通障害や渋滞が発生し、避難の遅れや避難支援活動に支障を及ぼすことなどが上げられております。高齢者や身体障害者などの要配慮者の存在を踏まえすと、自動車での避難をせざるを得ない状況も考えられ、必要性もあると、このように考えております。これは無秩序な自動車避難を認めるものではなく、議員のおっしゃるとおり、地域の一定の利用条件やルールを定めた上で適切な避難行動を促す必要があり、地元区や自主防災組織などとも連携をしながら自動車避難のルールづくりを行う仕組みを検討していきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7番（服部光男君）

以前にも車でも避難というのは一般質問させていただき、その際には原則徒歩という一般論で押し切られた感じがありますが、今回もう一つの原則論で、歩いて走って逃げることができる、いわゆる健常者の方たちに車の使用を控えてもらう。そして、今回私の質問の趣旨でございますが、町民の高齢化、助ける人もどんどん高齢化しております。そういった中で、安全に確実に避難させるということで、車の使用の有効性をちょっと知っていただきたいというような内容でございます。

東日本大震災でも約6割の人が車で実際避難しました。残念ながらそのうち踏切の故障、信号機の故障等で永久渋滞みたいな形で全然車が進まない、その中で命を失った方もたくさんいました。しかし、車で避難したからこそ高齢者の命を、家族の命を救えた人もそれ以上に多かったのも事実でございます。

内閣府発行の津波避難対策検討に関する資料を見させていただきましたが、中身も少しずつニュアンスが変わってきております。今までは避難のため、車では絶対というような形で使用しないこととありましたが、津波から避難するときやむを得ない場合というような一文が入ってきております。ということで、私たちもいろいろ今後考えを少しずつ変えていかなければならないような気もしますが、当然地域とともにルールをつくったり、いろんな条件を当てはめるなど、地域とともに考えていただくのが前提でございますが、その辺の考え方はどのように考えておみえでしょうか。

○ 議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（滝本 功君）

車避難のルールづくりを地区とともに考えてもらいたいですが、どう考えるかについてお答えさせていただきます。

議員の御紹介いただきました昨年11月の内海地区合同避難訓練におきます実際に車を利用した避難訓練の検証結果などをお聞きしても、自動車による避難の有効性を町としても感じているところでございます。今後はそうした検証結果を参考にさせていただくとともに、地元区や地元の地域の自主防災会などと連携しながら、地区での避難訓練や地区での防災会議などの場を活用させていただきまして、地域と一緒に地域に合った車

避難のルールづくりの整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 7 番（服部光男君）

大きい3番、お願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

次、行ってください。

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

御質問3-1は、リバースモーゲージ型住宅ローンの関係でございます。

議員がおっしゃるリバースモーゲージ型住宅ローンの利子を補助する制度は、現在、県及び町ではございません。

なお、災害を受けた場合の支援としましては、被災者生活支援制度、災害援護資金の貸付け及び生活福祉資金貸付けなどがございます。

避難者の脱仮設につきましては、災害発生後に仮設住宅の状況や家屋の被災状況などにより、県や関係機関と対応を検討したいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

服部議員。

○ 7 番（服部光男君）

今回住宅支援といいますか、リバースモーゲージについていろいろ調べさせていただいて、これ当初は金融機関、それも都市銀行のみの取扱いかなと思っておりましたが、国の取扱いとしまして社会福祉協議会、またもう一つは住宅金融支援機構。社会福祉協議会のほうの取扱いも住宅金融支援機構が入ってくることなんです、災害で被災、罹災したものに限ってというのは住宅金融支援機構というのがあります。これちょっと紹介なんです、熊本県では年収でも返済可能なように1,500万円から1,800万円ぐらいの融資で1万七、八千円の利息の返済、これを1万円のとっぺん切りで、残りは県が負担する。そして、岡山県倉敷市、真備町とかいろいろ豪雨災害があったところですね。ここは1,000万円融資の場合で1万6,166円の利息返済が約半分といいますか、8,083円で済むような補助を出しております。このような形で実際災害が起きてからの支援ということになるかもしれませんが、幸いにもまだこの辺はこれから先の準備もできる時間がどれだけあるのか分かりませんが、まだあると思います。そういった意味で、いずれの支

援策等も前もって準備しておくということが、言ってみればこの防災に関する自治体のBCPだと思っております。ぜひその辺も勘案して対応していただきたいと思っております。

今回質問も短縮ということで、ここで私の質問は終わりにさせていただきますが、一部質問を取りやめました理由としまして、新型コロナウイルス感染防止対策の一環とさせていただきます。一日も早い収束を願って、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時00分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時50分 〕

〔 再開 11時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで建設経済部長から答弁の申出がありましたので、許可します。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

先ほどの吉原議員の一般質問2-3の中で、事業者に対する救済措置はということで、私が救済措置は漁業共済ということでお答えさせていただきました。

その後、議員のほうからノリは特定養殖共済という制度だということで御指摘を頂きましたが、漁業共済の中にそういった制度もあるということで補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議長のお許しを受けましたので一般質問をさせていただきます。

一部省くところはありますが、よろしく願いいたします。

最初に、1. 大井小学校、師崎小学校の統廃合の計画について。

令和2年1月30日の教育委員会会議において、南知多町立小中学校規模適正化懇談会についての議題がありました。そこで、大井小学校、師崎小学校の統廃合の考え方と問題点、課題について質問いたします。

1番、大井小学校と師崎小学校の統合の可否、条件整備については、4月から設置される南知多町立小中学校規模適正化懇談会において議論され、その結論を経て実施するというのでいいか。

2番、大井地区、師崎地区、片名地区の総世帯は約1,800世帯である。昨年の大井、師崎小学校関係の保護者のアンケート回答者174人と、住民説明会に参加した29人以外の方から大井小、師崎小の学校統廃合についての賛成・反対の意見はどれだけ把握しているか。

3番、師崎地区意見交換会ではアンケートの小学校について、1. 複式学級でもよいが8.7%、2. 1学級21.2%、どちらとも言えない・分からないが40%、合計で49.9%であります。統廃合はしばらく様子を見て、すぐ結論を出さなくてもよいのではないかと指摘もされている。教育長は、今後、大井地区、師崎地区の区民の皆さんがそんなに早くやらなくてもよいとの声が強いときは、両校の統廃合を保留する気持ちはあるか。

4番、各地区の説明会で住民から出されていた意見にあったように、大井小学校、師崎小学校の児童へのアンケートをはじめとして、町内の子どもたちの声を把握することも必要ではないか。

2. 国民健康保険制度の今後の在り方について。

南知多町の国民健康保険税が来年度から上げられる計画を出されている。高齢者にとって命につながる国民健康保険制度であり、保険税アップで負担が増加することは問題である。今後の国保税の在り方について質問する。

1番、県統一化の国民健康保険制度に向かう制度改革がなされてきたが、町長は国保会計の2018年度と2019年度の状況からどのように制度改革の問題点を捉えているか。

2番、今回の保険税改定は、基本的に県の標準保険料率に従った改定になっている。県から示された2020年度の事業費納付金は1人当たり15万5,004円で、県内で一番高くなっている。将来誰もがお世話になる国民健康保険制度であることを踏まえて、法定外繰入れを思い切って1億円程度入れ、住民負担を減らすことが必要ではないか。

3. ごみ減量化に向けて。

ごみ減量化に向けて、2019年の計画変更が出されている。今までの減量計画・実施と、

今後の計画の妥当性を問う。

1番、なぜ2017年（平成29年）の計画どおりの実施がなされていないのか。どこにその原因があったと考えているか。

2番、2021年（令和3年）から突然枯れ枝処理、枯れ草資源化、プラスチック資源化、そして可燃ごみを有料化する計画としているが、住民の理解を得られたと思っているか。

3番、ごみ減量には4R。4Rとは、廃棄物減量のリデュース、繰り返し利用のリユース、再利用のリサイクル、断る決断のリフューズの取組がある。ごみ減量に向けて一人一人が意識化するために、海っ子バスで実施しているような定期的な住民との話し合いを計画すべきと考えるがどうか。

4. 後期高齢者福祉医療の条件整備をということで、後期高齢者の福祉医療助成で独り暮らし者への医療費助成について、今後の条件整備について質問する。

1番、南知多町では75歳以上の条件を満たす独り暮らしの医療費助成は2分の1助成を実施しているが、支給方法は一旦全額自己負担で払い、後で口座振込になっている。知多半島でこのような現物支給でない町は南知多町だけである。医療を受けやすい条件をつくるためにも、直ちに現物支給の制度に変えるべきではないか。

よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

小・中学校の適正規模・適正配置の検討を進める上で、令和2年4月に南知多町立小中学校規模適正化懇談会を設置いたします。参加は、保護者代表として各小・中学校のPTAの代表の方11名、各保育所・園の保護者会の代表の方6名、地区の代表として内海地区、豊浜地区、師崎地区、篠島地区、日間賀島地区それぞれの区長の代表の方5名、校長会の代表の方3名に加えまして、座長といたしまして学識経験のある方1名の計26名をお願いをいたします。

この懇談会では、町内の小・中学校の全体の適正規模・適正配置に関することなどについて、保護者や地区を代表する参加者の方から御意見や御助言を頂くことを目的としており、懇談会の中で議論をして小・中学校規模適正化の結論を出すものではありません。以上です。

(5 番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

そうするとこの懇談会ではやっても、一方的に教育委員会が決定していくと、そういうことですか。

○ 議長（藤井満久君）

教育部長。

○ 教育部長（山下雅弘君）

来年度設置する小・中学校規模適正化懇談会については、保護者の代表の方ですとか地区の代表の方から教育委員会が作成する学校規模適正化基本計画の素案につきましての御意見を伺うことを目的としています。これはそれぞれの団体の代表者から地区や立場が違う方の意見をお互いに聞いていただきながら、直接そういう方から御意見をお聞きしたいということを目的としております。以上です。

(5 番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

これは懇談会に変えてしまったんですね。最初は検討委員会でした。検討委員会の中には非常に権限を強めて、検討委員会からの意見を出すと、決定するというのを突然南知多町の教育委員会は懇談会に変えてしまって、いわゆる意見を聞くだけと、このような制度に変えたことは問題であると考えます。当然皆さん方の26名の方の意見を聴くわけですから、尊重していくということについての姿勢は変わりませんか。

○ 議長（藤井満久君）

教育部長。

○ 教育部長（山下雅弘君）

先ほども答弁させていただきましたいろんな方々の御意見を頂くということを目的にしております。その御意見を参考にいたしまして、庁内の各部署との調整も含めまして計画案について作成を進めていきたいと思っております。以上です。

(5 番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

私が言ったことは、尊重するということがいいですかということです。その意見を尊重されますね。

○ 議長（藤井満久君）

教育部長。

○ 教育部長（山下雅弘君）

今回の懇談会の中で頂く御意見につきましては、それぞれ懇談会の中で意見を取りまとめるということについては考えておりません。それで、出された意見はいろんな賛成ですとか反対ですとか様々な意見がございますので、そういう意見を全て参考にしていきたいと考えております。

（5 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

ぜひとも、せつかく懇談会をやりますから、しっかりと意見を尊重していただいて取り入れていただきたいと思います。

次、お願いします。3 番のほうをお願いします。

○ 議長（藤井満久君）

教育長。

○ 教育長（高橋 篤君）

1－3 の御質問に答弁させていただきます。

言うまでもなく、小・中学校は各地域のコミュニティーの核としてそういう性格も持っており、防災、子育て、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っています。したがって、学校規模の適正化、適正配置の具体的な検討に当たりましては、地域住民の方々の御意見が大切であると考えております。ですから、先ほどにもありましたけれども、懇談会での御意見は尊重していきたいというふうに思っております。

しかし、学校の役割として第一に考えるべきことは、未来の担い手である子どもたちをどのように育てていくかという観点です。そういった意図で、今回、保護者対象のア

ンケート調査を実施しました。議員の御質問で引用されました小学校の1学年当たりの望ましい学級数についてアンケートの結果につきましては、町内全体での数字であります。それでも複式学級でもよいという声は8.7%であり、どちらとも言えない・分からないの20.0%を除くと、71.3%の方が各学年ごとの通常の授業を望んでいます。教育のプロである教職員に至っては、複式学級でもよいとする声は2.6%でした。さらに大井、片名、師崎地区の結果を調べてみますと、複式学級でもよいとされた方が174人の回答者のうち7人で、町内全体の率に比べて半分以下の4.0%でした。

また、アンケートの中で、小学校の統合の必要性についてお聞きした項目では、現行のままの6小学校でよいという回答は21.3%で、他の地区と比較しても最も低い数字でした。しかも師崎保育所の年中組では、6名のうち男子は1名という現実があります。これでは正常な学校教育を進めることは難しいと考えています。

これらのことを踏まえて、10月に行った師崎地区の意見交換会、2月に行った両小学校のPTA役員との意見交換会でも、保護者の方は少人数学級が続くことを危惧されており、できるだけ早い時期での統合を望む声が多く聞かれました。また、地域交換会では、地域の方から保護者の声を大事にしてほしいという意見をたくさん聞いております。したがって、保護者の声を大切にして、学校規模適正化に早急に取り組んでいくべきものと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

師崎地区の主な意見の中でも、学校統合は地域のコミュニティーの崩壊につながると、アンケートでも現行のままでよいが30%あると。そういう結論は出されていないので統合を急ぐ必要はないと、こういうふうな師崎地区の懇談会の回答もあります。

それで私もちょっと調べてみたんですけど、大井小学校というのはすごく歴史的な小学校なんですね。これは1873年、明治6年ですけど、学制が敷かれました。そのときに153番学校なんです。利生院というお寺がありますが、そこで初めて明治の初めにこの学校をつくったんですよ。それから今のところへ移ったわけですけど、極めて歴史的に古い学校であるということを踏まえて、やっぱり住民の声だとか、そういうことを生かしながら、この大井地区、それから師崎地区の皆さんの声をしっかり聴いて、当然大井

に來い、師崎へ來いと、こんな話になります、最後は。しかし、そういうところについては、やはり住民の皆さんの声をしっかり聴いて、一方的にこちらへ來いというような形を教育委員会が決めるべきではないと考えます。

とりわけ住民の皆さんに私ちょっと聞いたところ、津波でいえば師崎小学校は危ない、なので大井小学校がいいと。しかし、大井小学校にはプールがない、だから大井小学校は師崎小学校に來ればいいと、こんなようないろんな議論が恐らく展開されます。そういうときに強引な教育委員会の決定は住民の分裂を生みます。ぜひとも慎重にやっていただきたいと、このように思います。

次をお願いします。

○ 議長（藤井満久君）

教育部長。

○ 教育部長（山下雅弘君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

児童・生徒の声も大切であると考えておりますが、発達段階を踏まえると客観的に広い視野に立って自分の置かれた立場を考えることは難しいのではないかと考えています。このため、7月に実施しました保護者アンケートの協力をお願いするに当たりまして、可能な限りお子さんと相談の上、御意見をお聞かせくださるよう保護者の方をお願いさせていただきました。したがって、今回の保護者アンケートは児童・生徒を含めた家族全体の意見として捉えています。以上です。

（5番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

残念です。ぜひとも見直しの検討をしていただきたいと思います。

次、国民健康保険をお願いします。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

御質問2－1、制度改革の問題点の関係でございます。

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が愛知県になり、医療費の状況や

被保険者の所得などから国民健康保険事業費納付金が算定され、各市町村はその納付金を愛知県に納付することとなりました。

納付金を支払うための主な財源となるのが国保税になりますが、本町は他市町村と比較して被保険者の所得が多いことなどから負担が多くなっております。しかし、保険給付費の急激な増大による財政負担があった場合、保険給付費として支払った費用は愛知県より普通交付金として交付されるため、保険給付費の面では安定した制度となっております。

制度改革2年目ではありますが、今後は愛知県による安定的な財政運営や効率的な事業の確保などで国保制度の安定が図られていくものと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

今の国保制度については、町長も、それから住民課の課長さんと一緒に県のほうの国保関係の担当者との話合いもされておるようです。私も実際行ってきました。それでこの南知多町の実態は5,500万円の借金ですよ、既にこの予算書の中にありますように。だから、確かに今の国保税の税率ではやっていけないという現状はあるわけですが、しかし一方、国民健康保険というのは最後は私たち全てがお世話になる保険であります。ならば、その部分についてはしっかりと町民の皆さんにお願いをして、そしてこの部分だけはこういう制度は壊せないようにするんだと、こういう考えが私は必要だと思うんですね。とりわけ様々な形で給付の問題は考えておるわけですが、特にこの5,500万円については、次の年から順番に返していくということで心配ないであろうと、こういうふうに思いますけれど、しかしいつもいつも取り立てられる税金については毎年大体上がっていくと。この制度は、本来は県統一になれば下がらなきゃならない制度なんですね。しかし、それは県が一定程度54市町村の状況に配慮して、それぞれの係数を掛けて、そして調整しちゃっているわけですよ。そのために南知多町はちっとも下がらないと。なので、これはやっぱりおかしいと。県統一の制度にするならば、南知多町としての特別な配慮はあってもいいんじゃないかと。これは恐らく町長さんも言われていると思うんですけど、私も言ってきました。だから、そういう点については検討もしていきたいと担当者が言っていましたけど、だからやはりそこら辺の働きかけ

を県独自の制度にしていくなれば、もちろん減っているところもあるんですよ、それから上がっているところもあるんですね。だから、そこら辺の制度をしっかりとした形で県は町に対して補助するような呼びかけというか、要請するつもりはあるかどうか。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

納付金の関係につきましては、今、議員がおっしゃったとおりでございまして、実績と乖離するようなことがあった場合については、今後も市町村と協議を行いながら検討していくという回答でございましたので、粘り強くうちのほうも要求していくことをしたいと思います。

（5 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

それで、一つ提案です。

この国保税の税金は県全体では160億円の黒字なんです。国に対してこれを返さなきゃいけないので、75億円が県に残っているんですね。じゃあ南知多町は一体どれだけあったのかということの県の担当者と、概算でありますけど出してもらいました。そうしたら、南知多町は納付金額が5億1,000万円出しているんですよ。じゃあ南知多町が医療給付に使ったお金は幾らですかと聞いたら4億8,000万円なんです。3,000万円黒字なんです、本当は。3,000万円返してもらうことができます。税金をそれだけたくさん払っているんだから。だけど、しかしこれは課長会議の中で、来年の県全体の予算の中へこの25億円を入れると、こういうような形でした。しかし、75億円のうち25億円だけ使いました。この残りの50億円については、返すか返さないかは今後の検討であると言っていました。なので、当然、南知多町としてはたくさんお金を払っているんですから返してくれと、それぞれの市町村の案分に従った形で税率を返すべきだと、お金をね。当然、南知多町で直近で言うと3,000万円です。3,000万円返せと、こういうことを言うべきじゃないですか。どうですか。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

これ制度上、過去の3年の所得とかでやっていくということで、まだ制度が始まったばかりということですので、このようなことがずっと続くようなことがあればもちろんそれは問題点ということになってきますので、3か年等実績を見て、それからそういう要求をしていくということになるのかなと考えます。

（5番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

ぜひとも粘り強い働きかけをお願いします。

では、ごみ減量化に向けて、2番、お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

3-2からでよろしいでしょうか。

御質問3-2、可燃ごみ有料化などは理解を得られたかという関係でございます。

枯れ枝処理、枯れ草資源化は、草・剪定枝資源化に当たりますが、草・剪定枝資源化、プラスチック資源化、可燃ごみ有料化は平成29年5月策定のごみ減量化実施計画において既に公表、予定されており、突然出てきたものではなく、住民の方に一定の御理解を頂いていると考えております。

ごみ減量化実施計画の策定に先立ち、平成28年10月に南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画を策定しました。この基本計画を策定するに当たり、広く住民の意見を反映させるため、南知多町ごみ減量化推進住民会議を4回開催し、地域団体の代表だけでなく、公募により選出された住民の方にも御参加いただき、ごみ減量化に必要な施策をまとめております。その中で、令和2年度にごみの有料化を実施し、プラスチック製容器包装の収集や草木類の資源化についても検討化していくこととしています。

また、今回のごみ減量化実施計画改訂に当たりましては、昨年12月16日から今年の1月24日までパブリックコメントを実施し、住民の皆さんに御意見を頂いております。御意見の中には様々な意見がございました。

来年度にはごみ減量化説明会を町内各地で開催いたします。その説明会において様々

な御質問、御意見を頂き、町の考え方などをお話しする中で、住民の皆様に御理解を頂けるよう努めてまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

全く住民の理解は得られていないんじゃないかと私は思います。それは計画どおりやってないからですよ。枯れ枝、枯れ草、それからプラスチックの問題については、本来やっていなきゃいけないんですね、既に。今年が本当は有料化なんですよ、計画では。それを要するに前倒しをしちゃっているわけですね。実際にはやらないまま強引に3つの事業をやると、こういう形になっているので、そこについては徹底的に住民の皆さんにこの1年間かけて説明すると言っていますので、しっかり説明していただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問3-3、定期的な住民との話合いということでございます。

平成28年度に策定した南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画の中で、4Rの推進に向けた住民意識の向上について記載させていただいておりますが、ごみの減量に向け、一人一人が意識することは大切なことでございます。住民一人一人に意識していただくためには、広報、周知、盛り上がりが重要であり、町広報においてはごみ減量記事を連載し、住民の皆様に減量の必要性や減量の方法など周知に努めました。

定期的な住民との話合いについては計画しておりませんが、これまでの広報のほか、来年度実施するごみ減量化説明会において意見交換を行いながら、ごみの減量化の機運を盛り上げていきたいと考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ごみ減量化に向けては、やはり町民の意識の改革が大事だと思うんです。お金で脅して、そしてごみを減量化するというのはやっぱり一定程度これは古いと。今後の未来の社会に向けての子どもたちへの教育は、ごみ減量化、資源のリサイクルです。そういう点で一番進んでいるのは、私どもも調べて驚きました。鹿児島県の大崎町、御存じでしょうか。ここはリサイクル率日本一なんです。混ぜればごみ、分ければ資源、これを合い言葉にずっとこの12年間、大崎町は日本一のリサイクル率を誇っています。それは一般廃棄物の処分場を一部事務組合上で、埋立ての分は運営しておりますけど、焼却場がないんです、ここ。じゃあ、どうやってやっているかということをお課長に聞きました、私ここまで電話して。そうしたら何をしているかということ、普通、日本のリサイクル率は20.2%だけど、大崎町は12年連続リサイクル率の自治体で82%ですと、人口は1万3,000です。南知多町と同じように農業と、それから漁業がちょっとあって、観光が少しあると、同じような町なんですね。当然自然がたくさんありますので、そこでは生ごみはどうしているかということ、バケツに入れて週3回大きなバケツの地域の集積所があるんですけど、それをそこに直接袋に入れなくてそのままバケツのまま持っていくわけです。それを入れます。そして、その生ごみのバケツだとか、生ごみと枯れ枝、枯れ草、それから様々な資源になるものですね。紙類は別です。そういうものは全部混ぜて、有機肥料場というところがあるんですよ。有機肥料工場がありまして、そこで混ぜていくと、そうすると枯れ枝、枯れ草の中に菌が入っていて、その菌が腐敗させる、そういう工場になるそうです。それをずっとやっていると堆肥ができると。その堆肥を利用して皆さんにそれを利用してもらうと、農業者の皆さんに。そういう施策を打っているんですね。

ごみの分別についても27品目に分けています。これ、私がインターネットで出したんですけど、ごみ分別の手引というのが出ていまして、ぜひとも大崎町にアクセスしていただきたいと思うんですけど、細かいものの分別です。約1,164の分別の仕組みがつくってあります。そして、一つ一つの包装用紙だとかそういうものについても、どこに分別するかということをおしっかりと町民に理解をしてもらっているんですね。その理解をもらっているもとは何かと云えば、衛生自治会をつくっているんです。要するにごみを皆さんでなくして、将来の子どもたちをリサイクルがしっかりできるSDGs、持続可能な社会に向けての、そういう町にしていくんだという決意が表れているわけです。ただ、お金を出してものを燃やせばいいんだと、そういうふうな町じゃないんで

すね。だから、極めて町民の皆さんそれぞれ一人一人が各自治体で自分たちのごみについてはどうしようかという話合いをしているわけですよ。必ずごみを出すときには名前を書く、袋には。責任を持つわけですね。しっかりとした形での分別収集をして、そしてそのごみについては約82%についてはどうしてもこれはどうしようもないものだけは埋め立てると、そういうことをやっているんですね。だから、初めの埋立て計画の土地からその場所については、実際には十分にまだあると、そういうことを言っていました。そこら辺の衛生自治会だとか、そういうことをつくることは必要だというふうに私は思うんですけど、どうですか。

○ 議長（藤井満久君）

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

議員がおっしゃる衛生自治会ですかね、今のところそういった計画はございませんが、議員がおっしゃるようにごみの量イコール分担金に跳ね返るということは十分意識しておりますので、先ほどの大崎町の例、可能なものは本町でもやれるかどうかというのは検討していきたいと思えます。分担金に跳ね返りますので、そこら辺は十分意識しているつもりであります。以上です。

（5 番議員挙手）

○ 議長（藤井満久君）

内田議員。

○ 5 番（内田 保君）

ぜひともやはりお金に頼らないで、自分たちで分別収集をして、そして自然に帰すと。ほとんど我々人間が使っているものは自然から得たものでありますから、自然に帰せるものは自然に帰すんだという姿勢を子どもたちに対しても示していくと、それが本当に大事なことじゃないかとも思います。南知多町はリサイクルにあふれた、そして様々な環境問題にも対処する町にしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

一部質問を削除しましたが、これは感染防止対策のためであります。

以上で私の質問を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

○ 議長（藤井満久君）

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 11時30分 〕

